

埼玉県報



埼玉県発行

目次

告示

○県道保谷志木線の区域の変更 (朝霞県土)	二	○県道南古谷停車場線の供用の開始 (川越県土)	七	○県道熊谷小川秩父線の供用の開始 (秩父県土)	二	○県道加須幸手線の供用の開始 (越谷県土)	一八
○県道さいたま東村山線の区域の変更	二	○県道ふじみ野朝霞線の区域の変更 (川越県土)	七	○県道秩父荒川線の区域の変更 (秩父県土)	二	○県道蓮田白岡久喜線の供用の開始 (杉戸県土)	一九
○県道さいたまふじみ野所沢線の区域の変更 (川越県土)	三	○県道ふじみ野朝霞線の供用の開始 (川越県土)	七	○県道深谷寄居線の区域の変更 (深谷県土)	一五	○県道蓮田杉戸線の供用の開始	一九
○県道さいたまふじみ野所沢線の供用の開始	三	○県道南飯能線の区域の変更 (飯能県土)	八	○県道太田熊谷線の区域の変更	一四	○県道上尾久喜線の区域の変更	二〇
○県道さいたまふじみ野所沢線の区域の変更	三	○県道上伊草坂戸線の区域の変更 (飯能県土)	八	○県道太田熊谷線の供用の開始	一五		
○県道さいたまふじみ野所沢線の供用の開始	三	○県道上伊草坂戸線の供用の開始	九	○県道春日部松伏線の区域の変更 (行田県土)	一六		
○県道さいたまふじみ野所沢線の区域の変更	四	○県道皆野荒川線の区域の変更 (秩父県土)	九	○県道春日部松伏線の供用の開始	一六		
○県道並木川崎線の区域の変更	四	○県道皆野荒川線の供用の開始 (秩父県土)	一〇	○県道春日部松伏線の供用の開始	一七		
○県道川越新座線の区域の変更	五	○県道熊谷小川秩父線の区域の変更 (秩父県土)	一一	○県道蒲生岩槻線の区域の変更 (越谷県土)	一七		
○県道川越新座線の供用の開始	五	○県道熊谷小川秩父線の供用の開始	一一	○県道春日部喜線線の区域の変更	一七		
○県道南古谷停車場線の区域の変更	六	○県道熊谷小川秩父線の区域の変更 (秩父県土)	一一				
○県道南古谷停車場線の区域の変更	六						

告示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 吉田耕三

一 道路の種類 県道

二 路線名 保谷志木線

三 道路の区域

新	旧	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	志木市中宗岡一丁目二七六六番一地先から同市中宗岡一丁目一五〇二番二地先まで	区間	八・〇三 一〇・二〇	九八・五〇	交差点整備工事による
			一〇・一八 一五・〇〇		

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 吉田耕三

一 道路の種類 県道

二 路線名 さいたま東村山線

三 道路の区域

新	旧	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	志木市中宗岡五丁目二九八六番一地先から同市中宗岡五丁目一五一五番八地先まで	区間	一〇・一八 一一・八二	八四・〇〇	交差点整備工事による
			一〇・一八 一八・〇〇		

埼玉県川越県土整備事務所長告示第三十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県川越県土整備事務所長 堀本 一夫

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 さいたまふじみ野所沢線
- 三 道路の区域

旧新別	区	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	入間郡三芳町大字上富字中東一八七番五地先から同郡同町大字上富字下饒一一五四番一地先まで	九・四〇	七〇五・六〇	交通安全対策事業
旧		九・四〇		
		一四・〇〇		
		九・四〇		
		三三・〇〇		

埼玉県川越県土整備事務所長告示第三十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県川越県土整備事務所長 堀本 一夫

路線名	供用開始の区域	供用開始の期日	備考
さいたまふじみ野所沢線	入間郡三芳町大字上富字中東一八八番三地先から同郡同町大字上富字下饒一一五四番一地先まで(ただし、関係図面に表示する部分に限る。)	平成二十年三月二十八日	延長六八五・六〇メートル

埼玉県川越県土整備事務所長告示第三十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県川越県土整備事務所長 堀本 一夫

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 さいたまふじみ野所沢線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	ふじみ野市上福岡二丁目一五二番一地先から同市上福岡四丁目八〇三三番四地先まで				七・七六〇 九・〇三三	(メートル) 二九五・〇〇	交通安全対策事業
					一五・〇〇〇 一一一・〇〇〇		

埼玉県川越県土整備事務所長告示第三十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年三月二十八日から三十日間埼玉県川越県土整備部道路環

境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県川越県土整備事務所長 堀本 一夫

路	線	名	供	用	開	始	の	区	間	供用開始の期日	備	考
さいたまふじみ野	所	沢	線							平成二十年三月二十八日	延長一四一・〇〇メートル	

埼玉県川越県土整備事務所長告示第三十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年三月二十八日から三十日間埼玉県川越県土整備部道路環

境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県川越県土整備事務所長 堀本 一夫

路	線	名	供	用	開	始	の	区	間	供用開始の期日	備	考
さいたまふじみ野	所	沢	線							平成二十年三月二十八日	延長二二・〇〇メートル	

埼玉県川越県土整備事務所長告示第三十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、平成二十年三月二十八日から三十日間埼玉県土整備部道路環
 境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

- 平成二十年三月二十八日
- 埼玉県川越県土整備事務所長 堀本 一夫
- 一 道路の種類 県道
 - 二 路線名 並木川崎線
 - 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	川越市大字並木字南田八六二番一五地先から同市大字並木字南田八五八番一四地先まで		七・五〇	九七・〇〇	交通安全対策事業
旧			一八・〇〇		

埼玉県川越県土整備事務所長告示第三十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、平成二十年三月二十八日から三十日間埼玉県土整備部道路環
 境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

- 平成二十年三月二十八日
- 埼玉県川越県土整備事務所長 堀本 一夫
- 一 道路の種類 県道
 - 二 路線名 川越新座線
 - 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	川越市大字並木字中田二五二番地先から同市大字並木字中田二七三番一四地先まで		八・九〇	二九六・〇〇	交通安全対策事業
旧			一四・五〇		

埼玉県川越県土整備事務所長告示第三十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成二十年三月二十八日から三十日間埼玉県土整備部道路環

境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

- 平成二十年三月二十八日
- 埼玉県川越県土整備事務所長 堀本 一夫

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
川越新座線	川越市大字並木字中田二五二番地先から同市大字並木字中田二六四番一地先まで	平成二十年三月二十八日	延長二・六〇メートル

埼玉県川越県土整備事務所長告示第三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年三月二十八日から三十日間埼玉県土整備部道路環

境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県川越県土整備事務所長 堀本 一夫

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
川越新座線	川越市大字並木字中田二七二番二地先から同市大字並木字中田二七三番一五地先まで	平成二十年三月二十八日	延長四五・五〇メートル

埼玉県川越県土整備事務所長告示第四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年三月二十八日から三十日間埼玉県土整備部道路環

平成二十年三月二十八日

埼玉県川越県土整備事務所長 堀本 一夫

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 南古谷停車場線
- 三 道路の区域

旧新別	区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	川越市大字並木字中田二〇二番二地先から同市大字並木字中田二六四番一地先まで	七・七四 (メートル)	一六二・〇〇	交通安全対策事業
旧		三三二・二〇		
		一八・〇〇		
		三三六・八〇		

埼玉県川越県土整備事務所長告示第四十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県川越県土整備事務所長 堀本 一夫

路線名	南古谷停車場線	供用開始の区間	川越市大字並木字中田二四二番三地先から同市大字並木字中田二六四番一地先まで	供用開始の期日	平成二十年三月二十八日	備考	延長六三・〇〇メートル
-----	---------	---------	---------------------------------------	---------	-------------	----	-------------

埼玉県川越県土整備事務所長告示第四十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県川越県土整備事務所長 堀本 一夫

旧新別	旧	新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
区間	富士見市羽沢二丁目五七四番一地先から同市羽沢三丁目五七六番一地先まで	七・六九 一八・四五	七・九八 二二・五五	三〇・一〇	交通安全対策事業

埼玉県川越県土整備事務所長告示第四十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県川越県土整備事務所長 堀本 一夫

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日	備 考
ふじみ野朝霞線	富士見市羽沢二丁目五七四番一地先から同市羽沢三丁目五七六番一地先まで	平成二〇年三月二十八日	延長三〇・一〇メートル

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第二十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県飯能県土整備事務所長 根岸 功

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 南飯能線
- 三 道路の区域

旧新別	区 間	敷地の幅員 (メートル)長	延 (メートル)長	備 考
新	飯能市大字中藤下郷字種木四六三番一地先から同市大字中藤下郷字種木谷戸一七六番二地先まで	四・六八 一六・三〇	二〇一・四六	道路改築工事による。
旧		九・一〇 四一・八六		

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第二十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県飯能県土整備事務所長 根岸 功

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日	備 考
南 飯 能 線	飯能市大字中藤下郷字種木四六三番一地先から同市大字中藤下郷字種木谷戸一七六番二地先まで	平成二十年三月二十八日	延長二〇一・四六メートル。

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第二十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路課境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県飯能県土整備事務所長 根岸 功

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 上伊草坂戸線
- 三 道路の区域

旧新別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル) 長	備 考
新	坂戸市大字横沼字登戸七五五番一地从先から同市大字横沼字登戸七五六番一地先まで	三二・六〇 三二・七〇	三一・四〇	平成十五年三月二十四日付け埼玉県告示第六百四十八号で告示した道路予定区域の一部区域変更である。圏央道坂戸ICへのアクセス道路整備事業による。アクセス道路延長七七四・〇〇メートル。

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第二十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路課

境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県飯能県土整備事務所長 根岸 功

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日	備 考
上伊草坂戸線	坂戸市大字横沼字五反田九四二番一地从先から同市大字横沼字登戸七五九番一地先まで(ただし、関係図面に表示する部分に限る。)	平成二十年三月二十九日午後二時	平成十五年三月二十四日付け埼玉県告示第六百四十八号及び前号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長二三二・四〇メートル。 その他圏央道坂戸ICへのアクセス道路延長七四二・四〇メートル。

七号

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第二十号

第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県飯能県土整備事務所長

許可番号

平成十九年八月十日

都市計画法(昭和四十三年法律第百

で、公告する。

根岸 功

指令飯整第一九〇〇二三〇号

- 二 検査済証番号
平成二〇年三月二十一日
飯整第一九〇〇六二号
 - 三 開発区域に含まれる地域の名称
入間郡越生町大字津久根字矢崎一四
四番一
 - 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
入間郡越生町大字津久根一四一番地
一
- 佐藤 重吉

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第四十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年三月二十八日から三十日間埼玉県東松山県土整備部道路環

境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県東松山県土整備事務所長 谷 口 建 一

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日	備 考
一 般 国 道 二 百 五 十 四 号	比企郡川島町大字中山字蛭田一一九番六地先から同郡同町大字中山字追出し四四三番一地先まで	平成二十年三月二十九日	延長 四四〇・〇〇メートル

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年三月二十八日から三十日間埼玉県東松山県土整備部道路環

境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県秩父県土整備事務所長 須 加 和 隆

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日	備 考
皆 野 荒 川 線	秩父郡小鹿野町長留字上ノ台二二六三番三地先から同郡同町長留字番戸原二二七七番一地先まで	平成二十年三月二十八日 午後五時	平成二十年二月一日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第六号で告示した区域の供用である。 延長一四〇・八〇メートル

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成二十年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県秩父県土整備事務所長 須加和隆

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
百四十号	秩父郡長瀨町大字本野上字六道二八二番四地先から同郡同町大字本野上字六道二九八番一地先まで	平成二十年三月二十八日	平成十九年六月二十二日埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十八号で告示した一部の供用である。 延長一五八・〇〇メートル

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成二十年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県秩父県土整備事務所長 須加和隆

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 熊谷小川秩父線
- 三 道路の区域

旧新別	区間	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
新	秩父市山田字堂ノ前一六九〇番五地先から秩父郡横瀬町大字横瀬字拾四番五七七八七番一地先まで	六・四〇 一・〇〇	一五二・〇〇	地方道路交付金(交通安全)整備工事
旧		二五・六〇		

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成二十年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県秩父県土整備事務所長 須加和隆

路 線 名	熊谷小川秩父線	供 用 開 始 の 区 間	秩父郡横瀬町大字横瀬字拾四番五七七一番五地先から同郡同町大字横瀬字拾四番五七七一番一地先まで	供用開始の期日	平成二十年三月二十八日	備 考	延長 九三・〇〇メートル
-------------	---------	---------------------------------	--	---------	-------------	--------	-----------------

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 秩父荒川線
- 三 道路の区域

埼玉県秩父県土整備事務所長 須加和隆

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
旧A	秩父市久那字桐ノ久保三四七四番一地先から同市久那字平吾平三三九四番一地先まで		七・六七 一四・八〇	一三〇・〇〇	平成十七年十一月十五日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第九号で予定された引継処理であり、旧Aの全部及び旧Bの一部を秩父市へ引き継ぐ。
旧B	秩父市久那字高クエ三三四八番一地先から同市久那字平吾平三四〇一番一地先まで		一四・〇〇 四二・九〇	二五一・〇〇	
新B			一一・二〇 四二・九〇		

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百九十九号
- 三 道路の区域

埼玉県秩父県土整備事務所長 須加和隆

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	秩父郡小鹿野町三山字半平一〇四四番地先から同郡同町三山字半平九八二番一地先まで		四・九〇 一〇二・四〇	一〇二・四〇	道路改築工事
旧			二二・五〇 二五・二〇		

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 大塚哲史

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	熊谷市広瀬字不二ノ腰一三六番三地先まで		二二・五七 二二・五八	一三八・〇〇	交差点整備工事による。
旧	熊谷市広瀬字不二ノ腰一五四番三地先から同市広瀬字不二ノ腰一三六番三地先まで		二二・〇二 二二・〇七		

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 大塚哲史

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
一般国道百四十号	熊谷市広瀬字不二ノ腰一五四番三地先から同市広瀬字不二ノ腰一三六番三地先まで	平成二十年三月二十八日	延長一三八・〇〇メートル。(ただし、関係図面に表示する部分に限る。)

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 大塚哲史

路線名	新堀尾島線
供用開始の区間	熊谷市西別府字原一八二三番五地先から同市西別府字天神二二五四番一地先まで
供用開始の期日	平成二十年三月二十八日
備考	延長六五六・一〇メートル。(ただし、関係図面に表示する部分に限る。)

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 大塚哲史

路線名	新堀尾島線
供用開始の区間	熊谷市永井太田字西浦九八三番一〇地先から同市間々田字伊勢東五四七番地先まで
供用開始の期日	平成二十年三月二十八日
備考	延長一四八一・〇〇メートル。(ただし、関係図面に表示する部分に限る。)

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 太田熊谷線
- 三 道路の区域

埼玉県熊谷県土整備事務所長 大塚哲史

新	旧	旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)		延長 (メートル)	備考
					九・五〇}	一〇・二〇		
					一一・五〇}	一一・五〇	一八・四〇	自転車歩行者道整備工事による。

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 大塚哲史

路線名	供用開始の区域	供用開始の期日	備考
太田熊谷線	熊谷市弥藤吾字下宿一八〇番一地先	平成二十年三月二十八日	延長一八・四〇メートル。

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 深谷寄居線
- 三 道路の区域

埼玉県熊谷県土整備事務所長 大塚哲史

新	旧	旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備	考
			深谷市柏合字山本六五番一地先から同市柏合字山本七五番四地先まで		九・九三 一〇・一七 一一・一八 一二・一五〇	一一〇・五〇	歩道整備工事による。	

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県行田県土整備事務所長

並 木 孝 之

一 許可番号

平成二十年三月六日

指令行整第一九〇〇四二二号

二 検査済証番号

平成二十年三月六日第三十六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡騎西町大字鴻荃字北谷二二

五四一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北本市本宿五八二一一

株式会社シーエーエー

代表取締役 浅田 秀夫

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県行田県土整備事務所長

並 木 孝 之

一 許可番号

平成十九年十月三十日

指令行整第一九〇〇五五〇号

二 検査済証番号

平成二十年三月十一日第四十九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡騎西町大字鴻荃字久保沼一

一五七一二、一四、一五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北埼玉郡騎西町大字鴻荃一一五七

関田 勉

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県行田県土整備事務所長

並 木 孝 之

一 許可番号

平成二十年三月十一日

指令行整第一九〇〇五九一号

二 検査済証番号

平成二十年三月十一日第四十八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡騎西町大字下種足字村内四

七八一三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

羽生市大字羽生七八〇一サニーク

一〇四

山崎 孝倫

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県行田県土整備事務所長

並 木 孝 之

一 許可番号

平成十九年十一月五日

指令行整第一九〇〇六〇〇号

二 検査済証番号

平成二十年三月十四日第五十号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡騎西町大字鴻荃字立山二〇

一一三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北埼玉郡騎西町大字鴻荃二〇八四

藤井 孝男

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年三月二十八日から三十日間埼玉県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県越谷県土整備事務所長 内村 寛

路線名	春日部松伏線	供用開始の期日	平成二十年三月二十八日	備考	平成二十年二月一日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第 四号における道路区域の供用開始である。 延長 四五九・五〇メートル
供用開始の区間	北葛飾郡松伏町大字大川戸字宿通二五八五番一地从先から 同郡同町大字大川戸字宿通二六六六番一地从先まで	供用開始の期日	平成二十年三月二十八日	備考	平成二十年二月一日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第 四号における道路区域の供用開始である。 延長 四五九・五〇メートル

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年四月一日から三十日間埼玉県土整備部道路環境課

及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県越谷県土整備事務所長 内村 寛

路線名	柿木町蒲生線	供用開始の期日	平成二十年四月一日	備考	平成二十年三月十四日埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十 四号における道路区域の一部供用開始である。 延長一六三・〇〇メートル
供用開始の区間	越谷市蒲生本町五四番一地从先から同市蒲生本町一番二地从先ま で ただし関係図面に表示する部分に限る。	供用開始の期日	平成二十年四月一日	備考	平成二十年三月十四日埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十 四号における道路区域の一部供用開始である。 延長一六三・〇〇メートル

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年四月一日から三十日間埼玉県土整備部道路環境課

及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県越谷県土整備事務所長 内村 寛

路 線 名	蒲 生 岩 槻 線	供 用 開 始 の 区 間	越谷市蒲生西町一丁目三四三番一地先から同市蒲生西町一丁目三五四三番一地先まで	供用開始の期日	平成二十年四月一日	備 考	平成十年一月三十日埼玉県告示第九十九号における道路区域の一部供用開始である。 延長二三八・〇〇メートル
-------------	-----------------------	---------------------------------	--	---------	-----------	--------	--

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年四月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課

及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県越谷県土整備事務所長 内村 寛

路 線 名	春 日 部 久 喜 線	供 用 開 始 の 区 間	春日部市粕壁三丁目七〇六一番地先から同市梅田一丁目一〇六番一四地先まで ただし関係図面に表示する部分に限る。	供用開始の期日	平成二十年四月七日	備 考	平成二十年三月二十一日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十三号における道路区域の一部供用開始である。 延長三三一・五〇メートル
-------------	----------------------------	---------------------------------	---	---------	-----------	--------	---

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 榎本 恵 樹

路 線 名	加 須 幸 手 線	供 用 開 始 の 区 間	北葛飾郡鷺宮町八甫四丁目一二二番一地先から同郡同町八甫四丁目一二〇番一地先まで	供用開始の期日	平成二十年三月二十八日	備 考	延長五六・九七メートル
-------------	-----------------------	---------------------------------	---	---------	-------------	--------	-------------

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 榎本 恵 樹

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
川越栗橋線	南埼玉郡菖蒲町大字下栢間字上在来九四九番三地先から同郡同町大字小林字森下二四二番一地先まで	平成二十年三月二十八日	延長二〇八・八七メートル

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第三十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 榎本 恵 樹

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
蓮田白岡久喜線	蓮田市大字黒浜字宿浦一八三七番六地先から同市大字黒浜字椿山二八一一番二地先まで	平成二十年三月二十八日	延長一九〇・〇〇メートル

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第三十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 榎本 恵 樹

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
蓮田杉戸線	蓮田市大字黒浜字日野手四七四八番三地先から同市大字黒浜字日野手四七四八番四三三三番三地先まで	平成二十年三月二十八日	延長 六〇・〇〇メートル

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第三十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 榎本 恵樹

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
蓮田杉戸線	蓮田市大字黒浜字天神前一三〇八番一地先から同市大字黒浜字天神前一三〇二番三三三三番三地先まで	平成二十年三月二十八日	延長 七三・三〇メートル

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第四十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 榎本 恵樹

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上尾久喜線
- 三 道路の区域

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇号 〇四八―八二四―二二二一(代表)
	埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六二―二九〇二(代表)

新B	新A	旧A	旧新別
	久喜市大字下早見字内谷一八三五番一地先から同市大字下早見字内谷一八二九番地先まで		区間
九・五〇〃 一四・九二	一九・六一〃 二〇・八四	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル) 長
一五六・五二	一三三・六二		備考
			圏央道建設工事に伴う迂回路設置工事である。